

環境放射能測定法マニュアル策定専門家会合の開催について

平成 19 年 10 月 30 日
防 災 環 境 対 策 室

1. 開催目的

環境放射能モニタリングにおける放射能・放射線の分析・測定はデータの信頼性の観点から斉一化された方法による実施が求められるところである。

放射能・放射線の分析・測定手法の基準化については、防災環境対策室が「放射能測定法シリーズ」として分析・測定の際の手順を定め、環境放射線モニタリングのマニュアルとして公開し自治体等で活用されているところであり、最新の知見を反映したマニュアルの改訂、策定による「放射能測定法シリーズ」の充実が求められている。

文部科学省科学技術・学術政策局においては原子力安全規制等懇談会の下で、平成 18 年 11 月から環境放射能評価検討会を開催しているところであり、今後は同検討会の下で「環境放射能測定法マニュアル策定専門家会合」を開催し、環境放射能測定法マニュアルの策定等についての専門家による技術的検討を行うこととする。

2. 検討内容

放射能測定法シリーズを構成するマニュアルの制定、改訂にあたって、その原案の内容についての技術的検討を実施する。

なお、防災環境対策室は本専門家会合の検討結果を受けてマニュアルの制定、改訂、公表を実施するとともに、環境放射能評価検討会に制定等の状況を適宜報告する。

3. 庶務

本専門家会合の庶務は、事務局の防災環境対策室において処理する。なお、本専門家会合の傍聴についての事務手続きについては、事務局の防災環境対策室が開催案内を文部科学省ホームページに掲載することで一般に通知する。

4. 運営方法

本専門家会合の運営については、環境放射能評価検討会の運営に準じることとし、以下のとおりとする。

- (1) 本専門家会合に、構成員の互選により定めた主査を置き、主査は議事を進行する。
- (2) 本専門家会合の議事は公開する。ただし主査が議事を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りでない。
- (3) 本専門家会合の議事録は、議事概要として作成し、発言者の確認を経て、原則次の回の会合において配布するものとする。
- (4) 主査は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会合に出席させて意見を述べさせ、又は説明を求めることができる。

5. 構成員

構成員の氏名、所属等を別添に示す。

環境放射能測定法マニュアル策定専門家会合 構成員
（平成19年第1回会合）

（五十音順、敬称略）

おおにし まさき
大西 勝基

福井県原子力環境監視センター 主任研究員

たけいし みのる
武石 稔

独立行政法人 日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター
核燃料サイクル工学研究所 放射線管理部 環境監視課長

ながおか とし
長岡 鋭

独立行政法人 日本原子力研究開発機構 国際部長

ひさまつ しゅんいち
久松 俊一

財団法人 環境科学技術研究所 環境動態研究部長

ふじなみ なおと
藤波 直人

京都府保健環境研究所 主任研究員

よしだ さとし
吉田 聡

独立行政法人 放射線医学総合研究所 放射線防護研究センター
環境放射線影響研究グループ グループリーダー

構成員は必要に応じ適宜変更できるものとする。